

日清戦争後の天皇制 (3)

那 須 宏

はじめに

第1章 日清戦争

- 1 開戦外交
- 2 戦争の性格
- 3 戦争の展開
- 4 日清講和条約 (以上, 第2巻第1号)

第2章 戦後経営

- 1 戦費の調達と償金の収容
- 2 軍備拡張
- 3 軍備拡張と資本蓄積の矛盾
- 4 戦後経営の破綻 (以上, 第2巻第2号)

第3章 「明治政府」の落城

- 1 地租増徴案の否決
- 2 在朝党組織の挫折
- 3 隈板憲政党内閣 (以上, 本号)

第3章 「明治政府」の落城

1 地租増徴案の否決

戦後経営の破綻とその再建の過程は、また同時に、ブルジョアジーが独立の政治勢力に成長して、政治闘争の舞台に進出してくる過程でもあった。それをもっともよく現わしているのが、地租増徴案をめぐるブルジョアジーの運動とその諸結果である。

明治31年(1898)5月19日、第12議会が開かれると、進歩党は対清外交不振を理由に内閣弾劾上奏案を提出したが、自由党が軟論をとってこれに反対したので、上奏案は否決されてしまった。自由党の板垣退助は、伊東巳代治にたいし、「来るべき議会には遠慮して反噬せぬ⁽¹⁾」と盟約していた。自由党首脳は、板垣の入閣挫折後も、伊藤内閣との提携に未練を残していたのである。しかし、同党の領袖松田正久は、「増租案を提出せぬこと」を閣外協力の条件としていた。かくて上奏案は否決されたが、政府にとっての難関はむしろ増租案にあった。

政府は5月27日、地租・所得税・酒造税の3増税案を提出し、衆議院の特別委員会は地租増徴案から審議を開始した。地租増徴案は、地租の定率(地租条例第1条)地価100分の2.5をあらためて、市街宅地は100分の5、田・畑・塩田・鉱泉地は100分の3.7、郡村宅地は100分の3に引きあげ、地租1,755万円を増徴しようとするものであった。しかし、増租案は各派ひとしく反対するところであった。当時の国論は、概して地租の現行定率を過重なりとし、また地租賦課の基準たる地価の不均衡なるをみとめて、地租増徴を不可なりとし、とくに歳出予算編成前に歳入増加案を特別議会に提出し、軽々しくその協賛をもとめるのは、前後緩急を誤るもはなはだしいとしていた。さらに、2年つづきの凶作も増租反対の世論をたかめる原因となっていた。しかし、各党派の内情にはかなり複雑なものがあった。

進歩党では、一部の地価修正派をのぞき、反対論が圧倒的(91名中70名)であった。なかでも東北出身代議士はとくに強硬で、佐藤里治・門馬尚経・芳賀宇之吉ら24名は、はやくも4月28日、貴族院の富田鉄之助らとともに、増租反対の運動方針をうち出していた。かかる事情は、進歩党の選挙地盤が東北地方に偏していたこと、東北地方は地価が相対的に安く地租増徴と地価修正を取引するのは不利であったこと、に原因していた。

これにたいし自由党では、東北出身議員の反対勢力が弱く、賛否ほぼ互角といわれていた。自由党の選挙地盤は西南地方を中心としていたので、党内

には地価修正派が多く、とくに東海・近畿・中国地方の議員は、地価修正の結果如何によっては増租案に賛成する気配を示していた。反対論の中心は松田正久らの九州派であったが、これとても絶対的な反対ではなかった。とくに党内主流の土佐派は、板垣が地租増徴に関連した鉄道国有・外資輸入を主唱して、実業家に接近しつつあったことから明らかなように、原則的には賛成の側にたっていた。板垣の口からは、増租賛成論さえ聞かれるほどであった。にもかかわらず、第12議会を前にして土佐派が増租反対の態度を表明したのは、板垣入閣問題にからまる井上馨蔵相への反感と、星亨を統領とする関東派にたいする対抗意識によるものであった。また、自由党全体としても、凶作の痛手がまだ消えないうちに、増租賛成を公然と主張することは不利であった。かくて「自由党は元来地租増徴に反対するものに非ざりしも、選挙区の事情亦党员一致の議を為すを許さざるものあり、而して提挈の断絶は無理までして政府の議を賛するの氣勢を生ぜしむる能はず。是に於て予歳出予算と併はざるの故を以て之に反対するに決し」⁽³⁾たのである。伊藤内閣が難航を予想しつつも特別議会にあえて地租増徴案を提出したのも、こうした自由党の内情ことに地価修正派の動向に、ひそかな期待をかけていたからである。

しかし、政府から「味方」と頼まれた地価修正派は、「2府24県160余名の代議士を包含すると称すと雖も、実は頼少き団躰なり、地価の最も高価なる地方の代議士こそ地価修正を行ひ増税に賛成すべしと雖も、其中間に位せる地方に於ては、仮令ひ地価修正を受くるも増税に賛成せざるなり」という実情であった。前者が純然たる地価修正派、すなわち地価修正と引替えに地租増徴に賛成するものであったのにたいし、後者は、地租軽減(税率軽減)運動から地価修正運動への転化の途上にあるものであり、地価修正と増租反対にふた股をかけた「慾張主義のもの」⁽⁴⁾と評されていた。かくて第12議会の成行きは地価修正派の動向によってめまぐるしく揺れうごき、地租増徴案の帰趨は地価修正の実現如何にかかってくるのである。またここに、政府にたいし

救済要求運動を起していたブルジョアジーが登場してきて、地租増徴の実現をめざし活発な運動を展開するようになるのである。

『国民新聞』は、「全国実業家増税案通過に狂奔」と題して、つぎのように報じている。

「一方に於て政府の歳入を増加し、財政の基礎を鞏固にし、政府をして容易に外債を募集することを得せしめ、他方に於て金融市場に於ける目下の変動を矯正するには、増税を断行するに若くはなしとは、実業家の議論一致する所にして、各地実業家が如何に増税の断行に鋭意なるかは、京阪其他各地商業会議所の建議及横浜に於て〔5月20日〕開会せし全国商業会議所の議決によりても、明かなる所にして、……若し増税案にして否決せられ、不幸にして議会之が為めに解散を命ぜらるゝが如き事あらんか、……議会で多少の気を持ち居る目下の株式相場は更らに下落し、株式及公債所有者が非常の困難を感じるのみならず、各銀行の困難も亦一層甚だしきに至るべければとて、鉄道国有、公債償還の両論にて多少反目の状ありし株屋銀行屋も、今や連合して事務所を設け、如何にしても増税案を通過せしめんとし目下非常の運動中なり。」⁽⁶⁾

運動のひとつの形態は議員買収であった。田中平八・若尾逸平・小野金六・小山田信蔵らの横浜生糸貿易商や一部の銀行家は、「手分けして各派の議員へ密々の相談に及び、『金が欲しけりや幾等でもやらう程に、是非共増税案に賛成してくれろ』とたのみ込み廻り居れり」と伝えられた。⁽⁷⁾ 彼らは、直接の議員買収により、あるいは地価修正と引替えに、ぜがひでも地租増徴を実現すべく、地租増徴派と協同して猛烈な運動をこころみた。地租増徴派は、地価修正の結果如何にかかわらず増租賛成のものであり、地価修正派の中核をなしていた。そして、その大部分は、国民協会ならびに山下倶楽部⁽⁸⁾所属の議員からなっていた。

地租増徴案が衆議院に上程されると、地価修正派は「現内閣が地価修正に賛成し、且政府より地価修正案を提出せば、地租増徴案に賛成すべし」との

趣旨をもって政府と交渉し、政府は「議員より地価修正に関する建議案を提出し、多数にて之を可決せば、地価修正案を提出すべし」との意向を示した。⁽⁹⁾ 地価修正派は、地租増徴の機に乗じて地価修正を実現しようとしたのであり、政府は逆に、地価修正派の多数派工作に期待していたのである。かくて国民協会で山下倶楽部の議員が中心になって、つぎのような建議案を作成し、賛成者の獲得につとめた。

特別地価修正に関する建議案⁽¹⁰⁾

現制地価の偏重偏軽にして国民の負担に厚薄あるは明確なる事実なりとす。政府が本期議会に於て提出したる地租条例改正案の如く単に地租の定率のみ増加する時は偏重偏軽益々其程度を加へ地租の負担愈々其の平を失するもの甚だしきに至るべし。是れ本院の黙視し得る所ならん哉。故に政府は現在偏重なる地方の地価を低減（公平に）するの目的を以て地価算出の要素を原計し、適當の範囲内に於て地価を修正するの方策を提出あらんことを望む。

この建議案の賛成署名者数は120名をこえ、6月5日には、「其の勢一時猖獗にして東北地方非地租修正派は殆んど絶望に瀕」するまでになった。しかし、建議案は、暗に、地価修正と引替えに地租増徴に賛成するとの意をふくんでいたで、「愆張主義のもの」(地価修正=増租反対派)から異論が生じた。進歩党の長谷場純孝・森本確也・松島廉作・西村真太郎の4名は、20名の賛成をえて建議案の修正を要求した。修正案は、上記の建議案の文中から下線の部分を削除し、括弧内の語句をくわえるというものであった。しかし、修正案が容れられなかったので、彼らは賛成者名簿からの除名を申し込んだ。こうして、地価修正=増租反対派が脱落したため、6日には、「建議案賛成者は僅に90余名となり衆議院を通過する能はざる形勢」と⁽¹¹⁾なった。かくて政府の意図はついで去り、「地価修正の熱心者も最早地租増徴に同意する能はざること」と⁽¹²⁾なった。

建議案通過の望みがたたれると、今度は、地租増徴案を継続委員に付託し

ようという妥協案が優勢になってきた。自由・進歩両党の総務委員は継続委員説を引き受けて党に帰ったが、選挙区民にたいする顧慮から、総務委員の説得もその党の容れるところとならず、ともに否決されてしまった。「進歩党に於ては東北の躍起が熱心に之に反対したる為に多数を得ざりしと云へり、自由党に於ては院外躍起の為に蹂躪せられたり⁽⁶⁴⁾」という。そして、進歩党はいっさいの増税案に反対することに党議決定し、自由党も酒税増徴案をのぞくほかすべて反対することに党議決定した。かくて「前日までは200余名の勢力を得べしと思はれたる継続委員説も7日の朝になりては非常の少数⁽⁶⁵⁾」となった。

6月7日、衆議院特別委員会は、ほとんど全会一致(1対25)をもって地租増徴案を否決し、林有造委員長は、その結果を本会議場に報告した。しかし、委員会否決の主たる理由は、政府が特別議會に増租案を提出したことと、地価修正案を提出しなかったことにあり、「増税と云ふことに至りましては然るべきと認めまするものが多数⁽⁶⁶⁾」であった。ただひとり地租増徴案に賛成した片岡直温は、「政府が進んで地価修正をやるといえば、増租案を承認するという所まで意見をまとめたが、井上蔵相が頑としてこれを聴従されないため特別委員会はついにこれを阻止した⁽⁶⁷⁾」と、当時を回顧している。

林委員長の報告がおわると、中野武宮(進歩党)・田口卯吉(山下倶楽部)・大三輪長兵衛(山下倶楽部)・竹内綱(無所属)の4名は、地租増徴案の否決を見越して、同案を継続委員に付託する動議を提出したが、反対多数で否決された。地価修正建議案は議題にさえならなかった。地租増徴案の運命は、採決をまつまでもなく明白であった。

衆議院本会議にのぞんだ伊藤博文首相は、「此増税の必要なることに付きましては、法律問題では決してない、政府の財政上の問題として、……来年度より国家の生存に妨げがあると云ふことから起る⁽⁶⁸⁾」と、増税案にたいする政府の決意をのべた。そして、委員会の否決の報に憤慨の色をみせながら、「又本会議に否決になるやうなことに至りますれば、政府は已むを得ずして

別段な手段を考へざるを得ぬ」と、暗に解散を声言した。伊藤の威嚇を意に介せず、まさに採決にはいろいろとしたとき、3日間停会の詔勅が喚発された。

議会停会中に、いったんは絶望となった地価修正論が、ふたたび勢いを盛り返してきた。解散の威嚇におびえた議員が地価修正建議案に賛成し、地租増徴派も建議案可決に最後の望みを托して勧誘につとめたからである。『中外商業』は、「停会中の形勢を察するに、……運動の方針は要するに地価修正を条件に地租増加に賛成せんとする一派と、断然反対せんとする一派（此内には時期の不可を論ずるもの、絶対的に地租増加を非難するもの、及び地価修正は地租増加に関係を有せざるものなるに、之を条件に譲合はんとするは不可なりと唱ふるものを含む）とに帰着し、停会の当日各所に集合し、双方とも遊説の方法を討議し、各自受持の分担を為し、一昨8日車を飛して運動に余念なく、遂に自由党の如きは院外各団体の助援を求め、八方に手を分ち、間々不穩に類する行動ありたりとの流説さへありたれば、其運動の激烈なりしは疑ふべからず」と伝えている。

停会当日、地価修正派は、芝公園の福住楼に会合して、(1)停会后地価修正建議案を劈頭に提出し政府をして同法案を議会に提出せしむること、(2)地租条例改正案は地価修正法案成立するまで決議を延期すること、を決議し、院内通信委員・政府交渉委員などを定め、建議案通過後の手はずまでつけて躍起の運動を試みた。その結果、自由党からも60余名の参加を出し、建議案賛成者は164名の多数を制したと声言された。ところが、増租反対派も159名の多数を獲得したと揚言していた。それは、地価修正建議案が「凡そ1億3,000万円以上1億5,000万円以下の地価額を低減せしむるといふに止まり、各地方の利益の配分等分明を欠くものあるより地租反対を両股に懸け、一たび建議案に賛成して修正法案の提出を見たる上、更らに進退を決せんとする慾張主義のものあるが為め」であった。

地価修正派の切りくずしにあって、内紛の醜態をばくろする危険に直面し

た自由党幹部は、「今は過去の行き掛りなどに拘泥している場合ではないといふので、進歩党に提携を申しこんだ。もちろん進歩党も喜んでこれを迎えた。」⁽⁴⁾かくて自由党は、これまでの曖昧な態度をすてて増租反対の大運動に着手し、9日には、代議士総会をひらいて非増租の党議励行を誓約し、院外団体の応援をえて地価修正派の脱落を食い留めた。その結果、建議案賛成者は、10日には、ふたたびその数を減少させた。

停会明けの6月10日、衆議院の本会議場にはわずかに8つの空席を残し、傍聴席には100名に近い傍聴人があふれていた。開会劈頭、板東勘五郎ら23名は、地租増徴案の先決問題として地価修正建議案を討議すべしとの動議を提出し、採決方法は無記名投票によるべしと強硬に主張した。建議案は地価修正と引替えに地租増徴に賛成するという意味をふくんでいたもので、採決にさいし記名投票を用いるときは、多数を制することが困難だったからである。しかし、無記名投票の可否を記名投票によって決定したので、地価修正派の議場戦術は初手からくずれさり、板東らの動議は127対165をもって否決された。ついで地租増徴案も、27対247の圧倒的多数をもって否決された。これと同時に、政府は衆議院解散を断行した。

5月27日と6月7日の衆議院本会議における各党派の地租増徴反対論は、およそつぎのようにまとめることができる。すなわち、(1)予算編成前に増税法案を提出するのは倒行逆施である(小室重弘—自由党・愛知、沼田宇源太—進歩党・愛知)、(2)増税は戦後財政計画の破綻に基因するものであり、財政整理が必要である(大竹貫—進歩党・新潟、中村弥六—進歩党・長野)、(3)増税の主要な原因である軍備拡張は、経済の発展にあわせてその速度を落すべきである(浜口吉右衛門—進歩党・東京)、(4)地租増徴は明治6年の地租改正条例および10年の地租軽減の詔勅の趣旨に反する(大竹貫—)、(5)地租増徴は地方の財源を枯渇させる(大竹貫—)、(6)地価を修正せずに地租の定率を増すと、地租の負担はますます偏重偏軽となる(堀家虎造—自由党・香川)、などである。(4)(5)(6)は地租増徴に反対する論拠であったが、(1)(2)(3)は増租反対論というより

も、戦後経営と軍備拡張にたいする批判であった。当時は米価の上昇にともなつて地租の負担が実質的に逡減しつつあったので、地主の負担が他と比較して過重であるとする議論は、ほとんど聞かれなかった。

第12議会における地租増否論争の特徴は、第1に、地租増徴案をめぐる政府と政党との対立が、地租増徴そのものの可否をめぐる対立としてよりも、むしろ、その原因である戦後経営をめぐる対立として展開されたところにあった。それは、当年の段階におけるブルジョアジーの階級的成長の政治的な反映であったが、同時に、自由党と進歩党が増租反対運動で提携しえた理由でもあった。自由党と進歩党は、戦後財政計画の破綻にたいする政府の責任を追及したが、軍備拡張にたいする批判の点では、両党はその主張を異にしていた。すなわち、自由党は、積極的な軍拡方針をとり、増税にはむしろ賛成であり、地租増徴の可否にたいする態度も曖昧であった。これにたいして、進歩党は、経済の発展に適合させるべく軍拡テンポのスロー・ダウンを要求し、地租増徴にたいしても農村の困窮を理由に反対の態度を明確にしていた。

天皇制官僚の伊藤博文が、天皇制の階級的基礎である地主の利益に反して、地租増徴をこころみたことは、たしかにひとつの大きな矛盾であった。しかし、それは、台湾の植民地経営、列強による清国分割競争への参加、朝鮮の独占的支配をめぐるロシアとの対立、そのための戦後経営の遂行の過程で惹起されてきた矛盾であった。当時の『大阪朝日新聞』が、「今後の事を予想するに、東洋の武装の平和は海軍を以て支持せらるるの勢となり、……我國民の生産的利益はまだ十分開張を見ざる前に、あるいは国勢の凌夷を救うために、毎年2億円乃至2億5,000万円の国費を支出せしめざるに至るべきなり⁽⁸⁴⁾」と書いているように、極東の帝国主義的情勢に対応するため、軍備を背景とした対外膨脹政策が、資本の現実的要求を先取りして強行された。このように、政治が経済にたいして優位をしめる特殊な過程において、財政が経済の発展にたいして主導的な役割を演ずるのは当然であり、それはまた国民

の経済力にたいし過重な負担となったのである。その矛盾は、当面、反動恐慌と戦後財政計画の破綻となって現われたが、財政計画の破綻は、その基盤である資本主義経済の発展を阻害しないような方向で弥縫されねばならなかった。したがって、地租増徴は、日本資本主義が産業資本の確立に踵を接して帝国主義に転化しようとしていた時期に、絶対主義天皇制が必然的に直面しなければならなかった矛盾である、といえるのである。

政府が戦後経営の完遂のために地租増徴案を提出したのにたいして、政党は、もっぱら財政計画の破綻と増税法案は予算とともに提出すべきことをもって、増租反対の主要な論拠としたが、その過程でも、自由党の積極主義と進歩党の消極主義との差がすでに現われていた。また、進歩党の都市選出議員は、軍備拡張の緩和と租税負担の軽減を要求していたが、彼らの主張は、営業税反対運動にみられる都市中小ブルジョア層の要求を反映していた。進歩党の東北地方出身議員は、地租増徴は明治6年の地租改正条例および10年の減租の詔勅の趣旨に反し、地方の財源を枯渇させると主張したが、彼らの主張は、「町の地主」にたいして在村地主の利益を、大地主にたいして中小地主層の利益を代表していた。自由党の地価修正派は、「地価の修正をせずして、唯だ、単に地租の定率を増すと云ふことは、実に偏重偏軽の嫌がある」と主張したが、地価修正の要求は増租反対に優位していた。したがって、地価修正を地租増徴の取引材料にすることができたのである。また、地価修正派が優勢であったことが、自由党の増租反対論を妥協的にしていたのである。

地租増否論争の第2の特徴は、資本主義と地主制との矛盾の現われである地租増徴問題が、ブルジョア階級と地主との階級利害の対立としてよりも、地価修正をめぐる政府と各党派のかけ引きとして展開されたことにあった。

地租増徴問題が政府の惨敗におわった理由は、「地価修正と交換にて地租増徴案に賛成せんとせし者が、地価修正建議案否決の為に地租増徴案に対し反対を表した」ことにあった。しかし、「地租増徴論者は27名に止らず、地

地価修正派は即ち地租増徴派⁽⁹⁾であった。地価修正と増租反対に両股をかけた「愆張主義のもの」はすでに脱落していたので、地価修正建議案に賛成した127名は、すべてこのような純然たる地価修正派であった。第9表は、地価修正派の政党別構成を示すものであるが、

第9表 政党別構成

政 党	人 数
自 由 党	48
山 下 俱 楽 部	38
国 民 協 会	24
進 歩 党	3
同 志 俱 楽 部	2
無 所 属	12
合 計	127

自由党・山下倶楽部・国民協会が大部分である。第10表は府県別構成であるが、近畿・東海・中国の各地方が、その数においても、また議員定教にしめる割合においても、きわだっている。第11表は職業別構成であるが、各種会社・銀行の重役と地主で過半をしめているのが注目される。また、

* 大津淳一郎『大日本憲政史』第10巻、1935年、巻末の議員名簿による。

関連利益教(いくつかの兼職を有する場合には、それぞれの項目に別々に現われるから、議員数と

第10表 府 県 別 構 成

府 県	議 員 定 数	地 修 正 価 派	府 県	議 員 定 数	地 修 正 価 派	府 県	議 員 定 数	地 修 正 価 派
大 阪	10	9	群 馬	5	4	奈 良	4	2
広 島	10	8	三 重	7	4	鳥 取	3	2
山 口	7	7	滋 賀	5	4	岡 山	8	2
福 岡	9	7	島 根	6	4	香 川	5	2
熊 本	8	7	徳 島	5	4	宮 崎	3	2
千 葉	9	5	長 崎	7	4	山 形	6	1
愛 知	11	5	大 分	6	4	栃 木	5	1
岐 阜	7	5	山 梨	3	3	崎 玉	8	1
京 都	7	5	和 歌 山	5	3	石 川	6	1
兵 庫	12	5	福 井	4	2	愛 媛	7	1
長 野	8	4	東 京	14	2	高 知	4	1
茨 城	8	4	静 岡	8	2	合 計	240	127

* 同前。

は一致しない)のうち、とくに目だつものをあげると、第12表のとおりである。地価修正派が、農工銀行、地方銀行、工業会社、運輸会社、地方産業・農産加工業会社、取引所役員、農会・森林会役員に集中しているのがわかる。

明治20年代にはいって、豪農経営の急速な解体と寄生的側面の拡大は、政府の地主擁護政策とむすびついて、地主層と政府権力との敵対的本質的の矛盾を相対的部分的の矛盾に転化させ、地主層の政府権力への接近の過程を急速に現出させた。そして、20年代後半から30年代前半にかけて、天皇制権力・寄生地主制・資本主義の三位一体の支配体制が確立されるにいたった。

わが国の主要農産物たる米には国際性がなかったため、豪農・地主は、その農業経営を資本主義化する刺戟をもたなかった。明治10年代後半までかなり広範にみられた豪農・地主の手作経営も、土地および米の商品化過程をつうじて経営外的側面で利益

をひき出す方向へと自己を適応させつつ、20年代にはその経営を縮小ないし解体して、寄生化への道をたどった。こうして蓄積された彼らの富は、農業以外の分野に向わざるをえなかった。そこで、彼らは、国内商業の発展にともなって有利な企業対象となっていた手工業生産の大規模化の方向に、自己の貨幣的富を投下していった。手工業における直接生産者が自生的に産業資本家へ成長していくという過程をとらないで、地主ならびに商業・高利貸資

第11表 職業別構成

職 業	人 数
会 社 重 役	28
銀 行 重 役	24
取 引 所 役 員	6
地 主	27
釀 造 業	3
官 吏・軍 人	13
自 由 業	14
不 合 計	12
	127

* 衆議院事務局『衆議院議員略歴』1940年、による。

第12表 関連利益数

関 連 利 益	人 数
農 工 銀 行	26
地 方 銀 行	12
国 立 銀 行	7
工 業 会 社	16
鉱 業 会 社	7
運 輸 会 社	18
地方産業・農産加工業会社	14
農会・森林会役員	14
取 引 所 役 員	10
商 業 会 議 所 議 員	4

* 同前。

本が産業資本家の要素をそなえるにいたるのは、本源的資本の蓄積がまず彼らにおいて可能だったからである。鎖国による世界商業の衰退が、直接・間接に、手工業における直接生産者の本源的富の蓄積と、それによる彼らの産業資本家への上昇転化の道をはばんでいた⁽⁸¹⁾のである。かくて日清戦争をはさむ企業勃興期に、「小作料の收取に基礎をおく地主の貨幣財産の増大は、酒屋・味噌屋・醤油屋・肥料商等の商業資本あるいは高利貸資本に、銀行預金・株券に、あるいは地方製糸業・紡績・紡織等の地方産業における工業資本等に転化されることによって、地主をして半封建的搾取機構の上に自ら資本家化し、資本家と共通の利害の下に連繫せしめる。かかる物質的基礎の上に、地主は自らを、農村における主要な収奪者であると同時にまた地方資本家として、国会、府縣市町村会、農業会等の公共団体の権力機構のうちに支配者たらしめたのであった⁽⁸²⁾。」また一方、小作料の取得を目的とする土地の購入が資本投下の一形態になり、いわゆる「町の地主」が増加した。

このように、わが国の産業資本の系譜は、主として地主ならびに商業・高利貸資本に連なっていたのであり、この期の資本は、土地所有から完全に自由ではなく、地主的胎盤をなお根強く残していたのである。たんに資本の存在が問題になるのではなく、存在する資本の性格が問題になるかぎり、ここではまだ、本来の意味での、ないしは語の厳密な意味での産業資本の確立を語ることはできない。資本の側における前期的性格の残存は、地主小作関係の形成・拡大を助長・培養し、地主小作関係の拡大は、逆に近代的賃労働関係の析出をおくらせることによって、資本の前期的性格を維持・温存せしめる。「資本と地主的土地所有とのこのむすびつきは、比較的早期からしばしば地主兼ブルジョアジー、あるいはブルジョアジー兼地主として、一個人格の内部に具体的に体现されて⁽⁸³⁾いた。」この資本と地主との共棲関係は、資本主義的工業と半封建的農業との未分離にもとづくものであり、地方銀行をつうじてもっともよく表現されていた。「地方銀行は本来、地主・商人・高利貸の三位一体的に蓄積・運用された貨幣の集合体としての性質をもち、そ

の資金の一部はいろいろな生産段階をふくむ諸種の地方産業の資本の補充に向けられてゆく関係にあった。⁶⁴⁾そしてまた、「地主・商人・高利貸の三位一体と、資本との共棲的な関係は、勸業銀行を頂点としてその傘下に各地の農工銀行を設立するという不動産信用の国家的体系化のなかに持ち込まれ編み込まれた。」⁶⁵⁾地主の寄生化が決定的となり、上からの機械制工業が下からの自生的な産業の発展を抑圧して工業の主流を形成することとも関連して、このような「複合した結合は、次第に変化し、地主は商人・高利貸との三位一体はこれを保持しつつも、工業経営からは切り離れ、有価証券をもつ金利生活者となるというのが一般的なコースであった。」⁶⁶⁾しかし、かかる過程が実際に進行しはじめるのは、明治40年代以降のことである。

「地主＝ブルジョア」そのものは、当年の段階における寄生地主あるいは地方資本家のもっとも一般的な存在形態であり、地価修正派の階級的な性格はまさにそのようなものであった。したがってまた、資本主義と寄生地主制との矛盾は、なかならず地価修正派の内部矛盾として現象化し、地価修正派は地租増徴案をめぐる政争の焦点にたたされることになったのである。

「地主＝ブルジョア」は、しだいに資本家的側面を拡大しつつあり、また地価修正派は、議会において衆議院の半数近くをしめていた。それにもかかわらず、政府が地租増徴案の採決に破れたもうひとつの理由は、伊藤内閣が「政党に少しの基盤さへ有しなかったこと」⁶⁷⁾にあった。かくて地租増徴案の否決は、天皇制政府に、対議会政策の面で、新たな課題を提起した。2度の「提携内閣」の経験から、もはや政党との妥協・提携だけでは、議会を運営し戦後経営を遂行していけないことは明らかだった。この岐路にたつて、官僚支配を継続していくためには、御用政党を組織し内閣の存立基盤を強化することが必要であった。具体的には、地主に偏する選挙地盤に牽制されて動揺する地価修正派を、政府の側に牽引し「政府党」に組織して、自由・進歩両党に対抗することであった。そのためには、地租増徴問題が明るみに出した資本主義と地主制との矛盾に一応の解決をあたえ、「地主＝ブルジョア」

を、天皇制政府の安定した支持層として、支配体制内に定着させることが必要であった。こうした対応策なしには、戦後経営の完遂も、それによる専制の強化と対外膨脹政策の実施も、不可能であった。伊藤内閣が第12議会に衆議院議員選挙法改正案を提出したのにつづいて、第12議会後、伊藤が、たんなる御用政党ではなく衆議院を制御しうる多数政党を、みずからの手でつくらねばならぬと決意し、財閥・特権的資本家の後援のもとに、新政党の結成にのりだしたのも、まさにそのためであった。

他方、第12議会の経過とくに地価修正派の動向は、政党の側にも新たな課題を提起した。自由党と進歩党は、資本主義と地主制との矛盾にたいし、なんらかの対応策をとらねばならなかった。それなしには、もはや地価修正派を自己の側につなぎとめておくことはできなかった。こうした要請は、地価修正問題のため党内に内紛をきたした自由党において、とくに深刻であった。さらに、政党は、究極の目的である政党内閣を樹立するため、議会の過半数を制しうる単一の多数政党の結成に向わねばならなかった。政府とのたんなる妥協・提携が政党内閣への捷徑でないことは、2度の「提携内閣」の経験から明らかであった。地租増徴案の否決を契機にして、自由・進歩両党のあいだで、在野大合同の気運が高まってきたのもそのためであった。

注 (1)(2) 晨亨会『伯爵伊東巳代治』上巻, 1938年, 289ページ。

(3) 『東京朝日新聞』明治32年1月1日, 傍点引用者。

(4) 「議会の内情」『東京経済雑誌』第931号, 明治31年6月11日。

(5) 『中外商業』明治31年6月10日。

(6) 『国民新聞』明治31年6月9日。

(7) 『報知新聞』明治31年5月29日。

(8) 地租増徴案の成立を目的とし, 明治31年5月7日, 実業派議員48名により結成された院内団体。同年6月11日解散。

(9) 塩島仁吉・柳沢泰爾『二十七八年戦役後の財政及経済』44ページ。

(10)(11)(12) 「地租増徴と地価修正」『東京経済雑誌』第932号, 明治31年6月18日。

(13)(14)(15) 「議会の内情」『東京経済雑誌』第931号, 明治31年6月11日。

(16) 衆議院特別委員会報告(『大日本帝国議会誌』第4巻, 1114ページ)。

- (17) 片岡直温『回想録』272ページ。
(18)(19) 『大日本帝国議会議』第4巻, 1116, 1117ページ。
(20)(22) 『中外商業』明治31年6月10日。
(21) 「地租増徴と地価修正」『東京経済雑誌』第932号, 明治31年6月18日。
(23) 前田蓮山『星亨伝』1948年, 298ページ。
(24) 『大阪朝日新聞』明治31年6月5日, 社説。
(25) 明治31年5月30日, 衆議院本会議, 小室重弘・沼田宇源太発言(『大日本帝国議
会誌』第4巻, 1001, 1002ページ)。
(26) 明治31年6月7日, 衆議院本会議, 浜口吉右衛門発言(同上, 1120ページ)。
(27) 明治31年5月30日, 衆議院本会議, 大竹貫一発言(同上, 1001, 1004ページ)。
(28) 小林平左衛門『地主の変遷』(農業発達史調査会資料第33号, 1950年)。
(29) 明治31年6月7日, 衆議院本会議, 堀家虎造発言(『大日本帝国議会議』第4
巻, 1117ページ)。
(30) 「地租増徴と地価修正」『東京経済雑誌』第932号, 明治31年6月18日。
(31) 白杉庄一郎『絶対主義論』日本評論社, 1957年, 206~7ページ。
(32) 農地改革記録委員会編『農地改革顛末概要』農政調査会, 1951年, 36ページ。
(33) 渡辺洋三「農業関係法」『講座日本近代法発達史』2, 1958年, 5ページ, 傍点
原文。
(34)(35) 農業発達史調査会編『日本農業発達史』第4巻, 1954年, 70, 73ページ。
(36) 同上, 67ページ。
(37) 井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』第4巻, 606ページ。
(38) 拙稿「明治33年選挙法改正の政治史的意義」『同朋学報』第11号, 1964年11月,
74~7ページ, 参照。

2 在朝党組織の挫折

第12議会解散後, 伊藤博文がみずから政党組織にふみだした背景には, 彼独特の特異な憲法政治論があった。明治30年(1897)6月, 国家学会の招待をうけた伊藤は, その席上, 「本邦憲法制定ノ由来」と題して, つぎのように演説した。

「憲法政治ト云フコトニドウシテモ勢ヒ『デモクラチック・エレメント』ト云フモノハ免カレヌコトデアル。」「憲法政治ハ甚ダ宜シイニ相違ナイガ,

但シ同時ニ又日本ノ国体ト云フモノヲ考ヘナクテハナラス。……『アリストクラチック・エレメント』ハ日本ニ最早政治上格上ノ効力ヲ持ッテ居ラスケレドモ、『モナーキー』ノ『プリンシプル』ト『デモクラチック』ノ『プリンシプル』ノ喰ヒ合セニ依テ此調和ノ仕方ヲ誤ルト云フト即チ日本ノ国体ニ瑕ガ付クト云フ考カラ、憲法制定にあたっては、「君権ニ瑕ノ付カヌ様ニト云フコトニ付テ、自分ノ腦力ノアラス限りノ尽力ヲ致シタ積リデアロ。」⁽¹⁾

伊藤の憲法政治論では、「デモクラチック・エレメント」すなわち政党・議会は、君主制の原理を擁護するかぎりで容認され、明治憲法体制のなかに包摂されていた。このような憲法政治論は、「立憲政体ヲ制定スルトキニハ、天皇ハ行政部ニ於テハ責任宰相ヲ置キテ、君主行政ノ権ヲモ幾分カ制限サレ、立法部ニ於テハ、議会ノ承認ヲ経ザレバ法律ヲ制定スル事能ハス」⁽²⁾、「立憲政体ヲ創設シテ責任宰相ヲ置クトキハ、宰相ハ一方ニ向テハ君主ニ対シ政治ノ責任ヲ有シ、他ノ一方ニ向テハ議会ニ対シテ同ジク責任ヲ有ス」⁽³⁾という彼の憲法論の必然的な帰結であった。そして、民主制の原理と君主制の原理との「喰ヒ合セ」「調和ノ仕方」は、第2議会解散後の政党組織計画⁽⁴⁾では、政党内閣主義を排撃し議会において政府を擁護するため、御用政党を組織しようとしたのであるが、第12議会解散後は、御用政党を基礎にして内閣を組織することに変わった。伊藤の憲法政治論のこのような変化は、まさに戦後経営の完遂という天皇制政府にとっての至上命令によるものであり、またそこに、現実政治家としての伊藤の面目躍如たるものがあつたのである。

こうした憲法政治論の背景があつたけれども、それでもなお、第12議会後、伊藤が政党組織にのりだしたのは、多分に「在野大合同」に刺戟されたものであり、藩閥勢力内部の条件成熟によるものではなかつた。すなわち、停会当日の6月7日、自由・進歩両党の領袖は、河野広中と平岡浩太郎の斡旋によって平岡邸に会合し、両党の合同に尽力することを誓約した。そして、解散翌日の6月11日、自由党は評議員会で、進歩党は常議員会で、それぞれ合同の方針を決定し、その準備会をひらいて宣言および綱領草案の作成にあた

っていた。伊藤は、このような「自由・進歩両党の景況を見て、此等民主党に対応するために、新興与党を組織し、この与党の力によって増税案を通過せしめやう」と決意した。『国民新聞』の伝えるところによれば、「在野大合同にして成立せば、第13議会は第12議会と同じかるべく、伊藤侯にして其の政綱を実行せんと欲せば、在野大合同に対する政策を定めざるべからず、而して政党に対するには政党を以てすべきのみとは、第12議会の通過によりて伊藤侯の最も適切に感じたる所⁽⁶⁾」であった。

伊藤が6月13日の閣議にこの問題を出したところ、金子堅太郎農商務相がまず賛成し、政党排撃論者と目されていた井上蔵相もこれに賛成して、財界の糾合に努力することを約束した。この「在朝党」の綱領として予定されていたのは、増税の断行・地価修正・軍拡計画の完遂・積極的経済政策・選挙法の改正などであった。また、「在朝党の分子」については、つぎのように伝えられていた。

「国民協会も愈々解散することに決したりと云ふ、即ち新たに組織さるべき在朝党の一部分たるを期すものなること云ふまでもなからん。渋沢栄一氏、益田孝氏、大倉喜八郎氏を始め、重立たる実業家は早くも一昨〔13日〕夜帝国ホテルに会合して、来るべき総選挙に対する予選会を開き、而して渋沢、益田氏等は自身候補者として選挙場に立ち出でんとまで意気込みつゝありと、即ち新政党の重鎮たるべきものならん。

第12議会に於ける地価修正派は過日の白票懇親会に於て、地価修正の主意を確守し、第13議会に於て目的を達するに勉むと決議したることなれば、在朝党にして地価修正の旗幟を立つるあらば、彼等の一部も新しき旗幟の下に集るならん。

以上の分子によりて速やかに新政党を組織し、遂に元老の経験と実業家の富と新学士の智識を結合するの理想に達せんとするものなるべし。⁽⁷⁾」

財界長老の意気込みはたいへんなものであり、馬越恭平は創立資金として30万円を寄付したという。そこで、伊藤は、蔵相官邸に新党創立事務所を設

け、鮫島武之助内閣書記官長・林田亀太郎衆議院書記官長を幹事として準備をすすめた。かくて「政府党発起の一動力は確かに実業家の一派⁽⁸⁾」にあったといえる。

閣僚のうちでも実業家の糾合にとくに熱心だった金子農商務相は、雑誌『太陽』の記者につぎのように語った。

「実業と政治とは密接して離る可らざるものであると信ずる。我は実業家だから、政治の事には関係すべきでない」と云ふは、大いなる間違である。政治の方針が実業を度外に置く様では政治本来の目的に戻る。外交の要は海外貿易を発達せしむるにあるは勿論、陸海軍も、ツマリ国の実業を保護するに外ならん。国力を富まさんでは何事も出来るものではなく。其の国力を富ますには、実業の外はない。故に実業家は、進で各々の希望を述べ、其の希望する通りに政治を施さんことを求め、政治家は実業家の意思を聞いて政治を施さねばならん。故に実業家は決して政府と離るゝことの出来んばかりでなく、自ら進んで政治界に運動しなければならんと思ふ。」⁽⁹⁾

いうまでもなく、金子のかかる主張は、彼の商工立国論⁽¹⁰⁾にもとづくものであったが、同時にまた、「在朝党」の重要な特徴でもあった。すなわち、第12議会後の伊藤の政党組織は、第2議会後のそれとくらべて、実業家の政治への関心をよび起してこれを政党組織に吸収し、その政党を基礎にして内閣を維持しようとした点で、一步すすんでいた。

6月14日、伊藤は、帝国ホテルに実業家を招いて発起人会を開催し、ついで、渋沢と会見して協力を要請した。また、この日、地価修正派を代表して、木村誓太郎と和田彦次郎が伊藤首相を訪れ、「前議会に於て否決された地価修正案を今度は政府案として提出せられるや、大蔵大臣列席の上確答して貰ひたい⁽¹¹⁾」と申し入れた。伊藤は、確答をあたえなかったが、地租増徴案通過の見通しがたてば、この申入れに応ずる意向であった。かくて地価修正派からも、かなりの在朝党参加者が出るものと観測されていた。

6月15日、国民協会・実業家および地価修正派は、帝国ホテルに有志会を開

催した。この日の参会者は、国民協会—佐々友房・元田肇・大岡育造・和田彦次郎、実業派—益田孝・渋沢喜作・大倉喜八郎、地価修正派—片岡直温・大三輪長兵衛・小室重弘・秋岡義一・板東勘五郎・恒松隆慶、であった。彼らは、一兩日中に、伊藤・井上をはじめ各大臣を招き、新党組織の第1回相談会を開催することを決定した。結党式は21日ないし22日を目途としたが、決定にはいたらなかった。こうして、18日に伊藤が参内して新党組織問題の経過を逐一奏聞し、19日に閣議を開いて閣員の意思を確かめるところまできて、在朝党組織は挫折してしまった。

その原因の第1は、山県有朋が超然主義の立場から強硬に反対したことにあった。山県は、伊藤の新党組織の決意を聞いて、井上蔵相・芳川顕正内相から口説きはじめた。その要旨は、「今日の政情に照らし、政府党を組織するは亦已むを得ざるべしと雖も、その政党たるや、既成政党と目的を異にし、政党内閣主義の外に立つを要す⁽³⁾」というにあった。というのは、「今内閣大臣にして、政党を組織し、之に加はらんか。黨員たるものは、党議に服従するの責任あるを以て、議院に対して責任を生ずることゝ為り、我憲法の精神に違反す⁽⁴⁾」というのであった。これにたいして、伊藤は、「憲法上の解釈からしては」、政党内閣も「別に妨げないという見解を取って居った⁽⁵⁾。」山県は、政府党を「勤王党」と仮称し、「勤王党と民党との別は、唯政党内閣と否とを以て主義を分つの外、又他に判明なる区別を立る能はず。……今勤王党を組織するに当て、之が首領は、政府以外の人を以てすべし。又政府部内にして、之が首領たる時は、其職を退き、民間に在て政府と内外相援け、以て主義を貫徹するを力むべし⁽⁶⁾」と主張した。彼の意見は、要するに、「二大政党対立の政党内閣主義を排して、三分鼎立主義の政党を樹立せんとするにあつた⁽⁷⁾。」山県の勤王党論は、従来の三分鼎立策の再版にすぎず、第2議会解散後の伊藤の政党組織の試みで、すでに実験ずみのものであった。このとき反対した山県が、今度は勤王党を組織する必要を認めざるをえなかったことは、閥族硬派の超然主義の修正を意味する点で、一定の意義をもっていた。

原因の第2は、地価修正派の脱落にあった。「在朝党」が藩閥官僚内部の確執から停頓しているあいだに、「在野党」の方は、地価修正派を引き抜かれようとしたことがかえって刺戟になって、合同へ向って急テンポで進行していた。すなわち、6月14日に創立委員を選出してから、15日には新政党の名称を「憲政党」と決定して宣言書・綱領を発表、16日江東中村楼に大隈・板垣を迎えて同志大懇親会を開催、18日結党式準備委員会発足と、閣議が開かれる19日までには、結党の準備をすでに終えていた。この日、井上蔵相は伊藤宛の書簡で、「過日来裏面より坂東(坂カ)（勘五郎）等地価修正派の意を為相探候処、彼の輩等は好機不可失修正の目的を達し候得ば、他に政府党と合同するの必要は無之、又各自選挙区の人望にも関係を生じ候事故、兎角現今は国民派とも深入り不仕所存に有之候由、唯修正の利益のみ眼中に有之候次第との内心(心)に有之候」と書き送った。在野大合同を容易にしたのは、つぎのふたつの合同条件であった。(1)選挙区に対しては前代議士を再選せしむるの条件として、堅く相侵犯せざる事。(2)増税問題を以て合同の条件とせざる事。⁽¹⁸⁾増税問題を条件にすれば、自由党が旗幟の鮮明を欠いていたので、ひと破乱を免れなかった。こうして、最初において在野党に機先を制せられたので、地価修正派も自由党に復帰して大合同に加入し、在朝党は組織の最大要素を失うにいたった。

原因の第3は、実業派の脱落にあった。実業家連は、岩崎弥之助にたいすの遠慮から新党参加を逡巡しはじめた。井上は、この間の事情を、さきの伊藤宛書簡で、つぎのように書いている。「又実業者なる社会も岩崎（弥之助、日本銀行総裁）の意向一つに有之候模様に御座候。……彼経歴上は御互に対して寧ろ表面上の交際にて、大隈との関係は数年来の情誼を以纏連し、且進歩徒中尤為働人員等は、主として福沢塾出の者多く、又福沢（諭吉）と岩崎の交情は、是又数年殆拾万円計りも補助し来りたる関係も有之候由、自然の連結情誼は中々以て一座の道理又は議論を以て屈服せしむるも、右等数年連続する情誼を一朝にして断絶し、正道に向ふの勇氣は有之間敷候。左すれば

実業家なる者諸銀行会社杯に於ても、岩崎なる財力並日本銀行なる勢力を合せたる財勢力を以て、右等諸会社に向ふ時は、彼等衷心には政党方今の弊害を充分覚知候得共、目前金融起業等妨害を生ずるの想像念に迷惑を生ずる人情の常にて、⁽⁹⁾ 逆も実業者の団結は之を望も不可成立は必然に有之候。』そして、伊藤の政党組織を時期尚早とし、「何分此際静思御熟慮被成下候て、可相成議論と道理のみを以てせず、情誼をも念頭に被置候て熟議に相成り候様御覚悟奉願候」と忠告した。

また、6月18日、伊藤が霊南坂の邸に渋沢を招き、政党組織について抱負・決意をのべたところ、渋沢はこれに賛成したが、「自己ノ境遇自ラ主動トナリ或ハ之ガ為ニ身ヲ犠牲ニ供スル事ヲ得ズ」との理由で、入党を拒絶した。さらに、大倉喜八郎のごときは、「予は初めより政党組織のこととは何の関係も有せず、吾々商業を以て身を立つる者が、政党などに関係したりとて、⁽¹⁰⁾ 少しの効能も無ければなり」と白を切る有様であった。しかし、大倉は、政党組織の初志をすてたわけではなかった。彼は、つづけて、「要するに一政党を團結するの挙たる、一朝一夕にして其目的を達し得べきものとは信ぜざるなり。併し吾々商人も、今日の時勢となりては決して政治の事に関係せずして居らるべきにはあらず。殊に貧乏政党屋にのみ政治の事を委ね置くべからざるを知るが故に、今日にても又明日にても、基礎の鞏固にして、文明の政治を行ふに足ると信ずる政党の組織せられたらんには、之に加入して⁽¹¹⁾ 応分の尽力を為すは敢て辞せざる考なり」と語った。

一方、山県の策動によって、閣内に反対論が強くなり、6月19日の閣議は、山県系閣僚の反対のために分裂した。また、翌日の組党関係者との会談でも、意見が分かれて容易にまとまらず、伊藤の立場ははなはだ苦しいものになった。こうして、在朝党组织計画は挫折し、伊藤は悄然として大磯の滄浪閣に去った。

第12議会後の伊藤の政党組織計画は、第2議会後のそれと比較して、政党内閣主義を容認し、実業家を積極的に参画させ、地価修正派を既成政党から

引き抜こうとしたことに、いちじるしい特徴があった。しかし、このような在朝党組織の企図も、増税案通過の要請と在野党の大合同に促されたものであり、藩閥勢力内部の条件はまだ整っていなかった。かくて在朝党組織は、天皇制支配層を「勤王党」と「在朝党」に分裂させ、山県と伊藤の確執をいっそう激化させることになった。

他方、自由党と進歩党は、6月21日に解党を決議し、翌22日、新富座で憲政党の結党式を挙行した。その綱領は、憲政の擁護・政党内閣の樹立・自治制の発達・通商貿易の拡張・財政基礎の確立・産業の振作・運輸交通の速成完備など、2年半まえの進歩党の綱領とくらべて、かなり具体的なブルジョアの要求をかかげていた。憲政党への政党勢力の統合は、天皇制官僚の専制支配にとって一大脅威であった。しかし、その実態をみるなら、自由・進歩両派の寄合所帯にすぎなかった。すなわち、自由党と進歩党は、資本主義と地主制の矛盾という基本課題、とくに地租増徴と地価修正という当面の主要課題との対決を回避し、統一のための主体的条件を欠くまま、ただひたすら政党内閣の樹立をめざし、在朝党組織に刺戟されて、一挙に合同へと飛躍したのであった。したがって、憲政党は、その階級的基盤において、統一性を欠くばかりか、地方地主勢力への依存がまだきわめて強く、ブルジョア階級政党としての資格に欠けるものがあった。こうした安易な合同への飛躍が、党内の結束をさまたげ、やがては党分裂の根因を醸成することになった。

憲政党の結党式の日、伊藤は急遽大磯から帰京して、いまは政党内閣の可否を論じている時ではないとし、「断然時勢に順応して内閣を大政党の首領に譲り、自ら野に下りて、政党組織の素志を遂行する」との決意を、とくに桂太郎陸相に語った。すると、桂は、「今や萬難を排して戦後経営の事業を完成せざるべからざるの秋なり、宜しく政党組織を断念し、新たに諸元老を入れて内閣の強化に資し、再三議會を解散する覚悟を以て、時局收拾の任を全うせられたし」と、伊藤の翻意をうながした。伊藤は、そのようなことの到底実行しえない理由を説いたが、なお一応諸元老にはかったうえで進退を

決することにした。

ところが6月24日の元老会議で、伊藤と山県⁽³⁾の確執が爆発し、両者は激論をたたかわせた。伊藤が政府党組織の急務を説くと、山県は「政党内閣主義の政党を組織して、内閣を政党の上に置き、政党内閣の俑を作ることは、帝国憲法⁽⁴⁾の精神に悖るでは無い乎」と反対した。そして、「自今予算は、勅令を以て之を定め、議会の容喙⁽⁵⁾を禁ずべし」とまで極論する始末であった。これにたいして、伊藤は、議会の協賛をえないで、いかにして天皇を輔弼するといふのか、かかる主張は、理論的にはともかく、実際には成立せぬ、と反論した。そして、「政党内閣の可否を論ずるは抑々技葉末節のみ、要は皇国の進運に資するや否やを顧みるに在り、蓋し山県君と予とは、憲政に関する根本観念を異にす、又何をかいはん⁽⁶⁾」と痛論した。

すでに、伊藤の新党組織は画餅に帰していた。かくて山県の勤王党論と伊藤の在朝党論との確執は、憲法中止論と内閣明け渡し論との対立に発展した。伊藤は、後継首相に大隈・板垣を推薦して諸元老を啞然とさせた。それは、山県が阻止しようとした政党内閣そのものである。伊藤は、自分が政党の攻撃で苦境に立っているのに、他の元老が政党組織に反対するだけで、後任を引き受けもしないことに憤り、山県一派にたいする日頃の不満を爆発させた。山県が引き受けないのでは仕方がないではないかと大笑し、このときはなんら決定をみるにいたらず散会した。

伊藤は、勲位顕爵いっさいを拝辞するため、その日のうちに参内して辞表を捧呈した。これと同時に、後任として大隈・板垣を推薦し、それが不可ならば、山県か黒田に大命をくだされることを奏請した。翌25日の御前会議には、伊藤の姿は見えなかった。出席元老中ひとりとして後任首相たることを承引する者がなかったので、結局伊藤の提言にしたがって大隈・板垣を奏薦することとなった。伊藤はその夜、大隈・板垣を首相官邸に招き、辞表捧呈の経緯、後任に両人を推薦した事情をのべて、大命を拝受するよう要請した。こうして、6月27日、兩人に組閣の大命がくだった。

山県は、憲政党内閣の成立後、近親者のひとりに送った手紙のなかで、「爾時、本朝政海一大変動。遂に明治政府は落城して、政党内閣と為りたる変化の真相は、追々報知にて御了承の事と不贅候。敗軍之老将再び談兵の必用は無し。隱退之外、無之と存候⁽³⁾」と記しているが、この「敗軍之老将」は「隱退」してむなしく事態を傍観したのではない。自嘲の意をこめた山県のこの一文は、みずから超然主義と三分鼎立策の敗退を認めたものにはかならなかった。

山県は、「政党の外に超然として王権を擁護する」という明治政府の原理に固執して、伊藤の政党組織に反対した。彼としては、伊藤がたとえ議会を再三解散してもあくまで内閣を維持し、戦後経営を完成することを期待していた。それは、議会開設以来、藩閥政府が実際におこなってきた方式であり、山県が試みた方式でもあった。しかし、議会制度をとり入れた以上、たてまえば超然主義であっても、現実の国政運用において、文字どおり政党を無視・排撃することはできなかった。「内閣は真実政党の外にあって所謂『パアレメンタル、タクティキ』を用ひ、時或は甲党を合して乙党を打ち、又他時或は乙若くは丙を合して甲を打ち⁽³⁾」、政党を操縦することを否定するものではなかった。しかし、かかる議会戦術も、第1次山県内閣のもとで実施された第1回総選挙における民党の圧倒的勝利によって、あえなくついえさった。そこで、山県は、「大政党の専横を制止する」ため大成会を組織し、三分鼎立策をとった。日清戦争後、政党勢力の拡張にともなって、この三分鼎立策をもってしても議会運営は容易でなくなり、政党との提携にふみきらざるをえなかった。しかし、政党と提携すれば、いずれ政党は閣僚の地位を要求するであろうし、それを拒絶すれば提携は破綻し、内閣の維持は不可能となる。つまり、超然主義は、その実質において虚構であるばかりでなく、持続しえない虚構であった。

このような超然主義の虚構の破綻を、いよいよおおいえなくなったことを示しているのが、地租増徴案の否決から憲政党内閣の成立にいたる政治過程

であった。それ以後、山県は、實質上党派のであっても、閣内に政黨員がい
ないという意味で、超然主義の外形を維持しようとしたが、そのために憲政
党(自由党)に多くを支払わねばならなかった。これにたいして、伊藤は、
超然主義の虚構をすてて、党派的であるくらいなら、むしろみずから国家的
政党を組織しようとした。「明治政府の落城」とは、まさにかかる意味にほ
かならなかった。そして、それが天皇制権力の強化のための戦後経営の遂行
過程で表面化しただけに、専制官僚にとって問題はきわめて深刻だったので
ある。

- 注 (1) 『国家学会雑誌』第11巻, 第124号, 明治30年6月15日。
 (2)(3) 清水伸『帝国憲法制定会議』1940年, 159, 160ページ。
 (4) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』中巻, 1940年, 819ページ。
 (5) 井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』第4巻, 1934年, 607~8ページ。
 (6) 『国民新聞』明治31年6月14日。
 (7) 『国民新聞』明治31年6月15日, 傍点引用者。
 (8)(9) 『太陽』第4巻, 第14・15号, 明治31年7月5日・7月20日。
 (10) 拙稿「農工商高等会議について」『同朋学報』第12号, 1965年6月, 77~9ペ
ージ, 参照。
 (11) 『世外井上公伝』第4巻, 607ページ。
 (12) 『伊藤博文伝』下巻, 1940年, 370ページ。
 (13) 徳富猪一郎『公爵山県有朋伝』下巻, 1933年, 321ページ, 平田東助の経歴談。
 (14) 小松緑編『伊藤公全集』第2巻, 1927年, 250ページ。
 (15) 明治31年6月18日付, 松方正義宛の手紙(『公爵山県有朋伝』下巻, 309~10ペ
ージ)。
 (16) 同上, 312ページ。
 (17) 『伊藤博文伝』下巻, 374ページ。
 (18) 『国民新聞』明治31年6月14日。
 (19)(20) 『伊藤博文伝』下巻, 374, 374~6ページ。
 (21) 平塚篤編『伊藤博文秘録』1929年, 7ページ, 渋沢栄一手記。
 (22)(23) 『東京日日新聞』明治31年6月21日。
 (24) 『伊藤博文伝』下巻, 376~7ページ。
 (25) 『公爵山県有朋伝』下巻, 317ページ。
 (26) 鷲尾義直編『犬養木堂伝』上巻, 1938年, 742ページ。

- ㉗ 『伊藤博文伝』下巻，379ページ。
 ㉘ 『公爵山県有朋伝』下巻，319ページ。
 ㉙ 明治22年5月3日付，井上馨宛陸奥宗光の手紙（「井上馨家文書」）。

3 隈板憲政党内閣

憲政党結党式の席上，鳩山和夫は，創立委員を代表してつぎのように演説した。

政権獲得の方法あるいは「其手続如何と云ふに二つある。第1は，憲政党组织の事を聞き，藩閥が逃げ出す事，逃ぐれば其後が空虚になるから，吾々が其処に入るのである。第2に，穏なく渡さねば無理に取る。……換言すれば輿論の代表者が内閣に代ると云ふことであるが，政府が提出したる必要なる予算案を片端から否決して了ふので，別に暗殺するのでも何でもない。⁽¹⁾」

明治31年(1897)6月30日に成立した隈板憲政党内閣は，第1の方法によって政府権力を掌握したものであり，ブルジョアジーが自己の実権である租税協賛権を武器に，「政治権力をちびちび買い取⁽²⁾」ったことを意味するものではなかった。もちろん，元老の内閣組織が困難になって，内閣を政党に明け渡し，はじめて政党を基礎にして内閣を組織するにいたったことは，絶対主義の統治方式における大きな変化であった。しかし，憲政党内閣は，厳密な意味での「政党内閣」ではなく，藩閥勢力の一時的な作戦的後退にもとづく，きわめて限定された意味での「政党内閣」にすぎなかった。

新聞『日本』は，伊藤が大隈・板垣に内閣を明け渡したことについて，つぎのようにのべている。

「藩閥政府は今日進退に窮して，伊藤侯をして板隈二伯に交渉せしめたやうだが，これは唯その一時の便宜に出たものだ。決して二伯及び憲政党的の資望に向って譲ったのではない。聞くところによると，伊藤侯と諸元老との会議は，内閣制について相容れなかったが，藩閥党の速に成り難いのを認むると同時に，来るべき総選挙に於ける勝利もまた覚束ないのみか，元老中この

際身自ら難局に当らうと云ふものがないので、仮に内閣を憲政党に譲って、一時の窮境から免れんとし、熟議の上内閣明渡しを板垣二伯に申入れたのである。果して然らば、二伯及憲政党は將に自重しなければならぬ場合である。若し前後の思慮なく、唯政権の飢渴を医せんがため、オイソレと承諾するなら、これ二伯及憲政党は敵の術中に陥り、自ら覆滅を招くものである。⁽³⁾」

藩閥政府が憲政党に内閣を明け渡したのは、憲法中止論が言うべくして行い難いからであった。憲法中止は、議会の停止を意味し、租税徴収と公債募集の杜絶したがってまた戦後経営の挫折を意味していた。議会の協賛なしに直接の強権によって租税を徴収すれば、それは天皇制の支配の基礎を掘りくずすことになる。また、議会の議決なしには、いかなる銀行家も政府に信用を供与しないであろう。資本主義社会における政治権力は、「ブルジョア階級がもつ実権」⁽⁴⁾つまり財政協賛権によって制限されているのである。だから、藩閥勢力が遅かれ早かれ政党と和睦しなければならないとすれば、有利な条件を獲得しうる時期が到来するまで、ひたすら陣容の立て直しに専念するのが最良の策であった。

藩閥元老は、作戦の後退をおこなったその日から、巻き返しの機会をうかがっていた。隈板内閣成立直後、松方は山県に面談して、「隈板内閣が到底永続するを得ざるは、明白である。卿にして君国に報効せんと欲せば、他日宜く隈板内閣の後を承けて、蹶起せねばならぬ。予も亦一臂を効して竭す所あらん。卿の決意果して如何」と問うたところ、山県は、「老軀を提げて君国に報効せん」と答えた。そこで、松方は、他日参内して山県と默契した事情を奏上した。⁽⁵⁾

藩閥元老は内閣を政党に明け渡したが、絶対主義国家機構とくに軍部の独自性は一貫して確保していた。桂太郎陸相と西郷従道海相は、天皇の親裁によって留任するにあたり、大隈と板垣から、戦後経営の眼目である軍備には一指もふれないと言質をとっていた。これは山県のさしがねであったともいう。ことに、桂陸相のごときは、「藩閥の目付役」として最初から内閣

破壊の目的で閣内にとどまる有様であった。そして、内閣成立後も、軍部大臣は閣内において治外法権を有するかのごとくふるまった。たとえば、行政整理のため臨時政務調査局を設けたさいに陸海軍だけは適用除外を認めさせ、予算編成のさいには全体の削減方針に反し新規要求をもちだしてこれを承諾させ、参与官制度の創設にさいしても、文官の軍政への関与を排除するため陸海軍省を除外させるなど、ことごとに内閣の施策を制肘し妨害した。かくて隈板内閣は、その政綱を陸海軍省にはおよぼしえない「半身不随の内閣⁽⁸⁾」という意味で、「特殊な政党内閣」であったばかりでなく、軍部大臣武官専任の慣行が存在するかぎり、どのような政党も政治家も軍部の意思に反しては内閣を組織できないことが明らかになったという意味でも、「特殊な政党内閣」であった。

しかし、隈板内閣を弱体ならしめたより根本的な原因は、憲政党内部にあった。「憲政党内閣は之を政党と謂はんよりも、寧ろ政権争奪のシンジケートと謂ふべく⁽⁹⁾」と批評されたように、自由党と進歩党が合同して日なお浅く、政党としての資格に欠けるものがあった。「此両政党は素より氷炭相容れざる性質より現はれ来りしものにて、例せば自由派は戦後経営の計画に賛成を表し、進歩派は之を不可とす。即ち積極と消極とを混合したるものなり。……内部に於ては互ひにその欲望を逞くして、相軋し相競ふことは当初より知るに難からざりし所なり⁽¹⁰⁾」というように、いったん政権を掌中にとると、政権分配と基本施策をめぐる、自由・進歩両派の暗闘・内訌がたえなかった。

この内閣にとっての当面の急務は、行政と財政の整理にあった。そこで、はやくも7月13日には臨時政務調査局を設け、板垣内相を委員長として行政整理のための調査をはじめたが、これによって自由・進歩両派の意見対立がかえって表面化し、調査は容易に進展しなかった。「進歩派が警視庁を廃して無用の政費を節しようと呼べると、自由派は固く警視総監西山〔志澄〕を擁護してそれに反対した。進歩派が鉄道国有問題の裏面に潜む一派の醜陋を怒ってそれに反対すると、自由派は飽く迄国有を主張した。進歩派が文官任

用令について制限説を採らうとすると、自由派は自由任用を唱へた。⁽⁹⁾ 3 月かかってようやく発表された整理案は、官吏の減員 4,522 名、俸給の削減額は 74 万 2,507 万円という小規模なものにおわり、憲政党でまとめた行政整理案と比較して雲泥の差であった。しかも、陸海軍両省にはまったく手をふれることができず、行政制度を改革して藩閥政治の積弊を打破するという期待にはほど遠かった。かくて自由・進歩両派は、たがいに他派を排除して自派の新内閣を組織することに狂奔し、両派の暗闘は日増しに激しくなった。

進歩派の大石正巳農商務相は、この間の事情について、つぎのように語っている。臨時政務調査局の経過をみて、「我々は大に考へたのである。而して大合同も結構だが、思想感情の一致せぬ者と一所になって居ては、結局何事も出来ぬ。故に機を見て断然彼等と分離し、彼等を政権の範囲外に駆逐し、我々一派を以て内閣の改造を行ひ、思ふさま其の経綸を行はうではないかと云ふので、我々同志者の間に、其の内議が決定し、其の方針を以て事に當った。内閣均勢問題の起つたのを動機として、其の歩武を進め、我々の作戦は着々機先を制して行つたが、其処に突発したのが、尾崎の共和演説問題であつた。此の問題が八釜しくなつて、其の作戦に大きな齟齬を来した。」⁽¹⁰⁾ また、自由派は、板垣が内相に就任していたのをさいわいに、地方に自派の勢力を伸ばし、党分裂後にそなえようとしていた。星亨のごときは、現内閣を「断然叩き潰し、君等と共に相提携して新内閣を造らうではないか」⁽¹¹⁾ と、中立派の河野広中にもちかける有様であつた。こうして、自由・進歩両派の対立の焦点となつたのが、内閣均勢問題であつた。

組閣にあたり、進歩派は大隈首相兼外相・大石農商務相・大東義徹法相・尾崎行雄文相と合計 5 つの椅子をしめていたのにたいし、自由派は板垣内相・松田正久蔵相・林有造逋相と 3 つの椅子しかしめていなかった。そのため、「内閣の勢力は十分に進歩派に在り。之に依て自由派に於ては益す憤懣して軌轢の度を高め、両派の情態は犬猿音ならざる」⁽¹²⁾ ものがあつた。いがみ合いながら 8 月 10 日の第 6 回総選挙をおわり、憲政党は 260 名の当選者を出

して衆議院の過半数を制した。ところが、その直後の15日、星亨が横浜に帰ってきた。彼は、ワシントン駐劄公使であったが、帰朝の電報を外務省に打ち、「帰朝を許さず」という返電を開封しないままサンフランシスコを出航し、横浜に着いてしまったのである。自由派は、組閣のさいの約束にしたがって、大隈の兼任している外相の地位を星に譲り、両派の均衡をはかることを要求した。ところが、大隈は外相の地位を星にも自由派にも与えようとしなかったから、対立はいよいよ深刻になった。そのうえ、8月22日に尾崎文相の共和演説問題が突発し、自由派は公然と進歩派を攻撃しはじめた。曲折のすえ、10月24日、尾崎が辞表を出さねばならぬはめになり、その後任として大隈は犬養毅を奏請したので、両派の抗争は絶頂に達した。このような両派の抗争の底流には、財政問題なかんずく増租問題があった。

〔補注〕

組閣にさいし、8大臣を自由—外務・内務・大蔵・通信、進歩—総理・司法・農商務・文部と2分する方針のもとに人選に着手した。「自由派が外務大臣を引受けたのは、伊東巳代治をこれに当てる考えであったからであるが、かれに交渉すると、意外にも強硬に謝絶されたのである。」後年、伊東は、「その時の自由派の言い草がおもしろかったよ」と、つぎのように語った。「松田は見た通りの仙人じみた男だし、林は朴訥なおひとよしだし（かれが策士の如く言はれたのは誤解）、進歩党の大石や尾崎を向うに廻わして戦うには、どうしてもあなた（伊東）に入閣してもらわなければならぬ、こう言うのだ。これを伊藤さんに話したら、恐しい内閣があればあるもの、初めからけんかを予期しての内閣組織は、外国にも日本にも、まだ例を見たこともなければ、聞いたこともない、と笑われたが、わが輩は、けんかのチャンピオンとして入閣するのはいやだったから、きっぱり謝絶した。」⁽³⁾

ところで、「伊東巳代治が拒絶した以上は、自由派には、さしあたり外相の適任者がなく、殊に7月8日には〔露〕ロ太公キリル・ウラジミロウィチが入京されるはずになっていたので、その接待の都合上、一時という条件付きで、大隈がこれを兼任することになった。」⁽⁴⁾

ところで、伊藤前首相は、内閣明け渡しにあたり、「今日経済上の救済方法として、民間外資輸入の論喧しきも、中間政府をして介立せしむるにあら⁽⁵⁾ずして其成功を望むは難し」として、大隈に財政整理の急務を説いた。隈板

内閣は、日本銀行の公債買入れと金利引下げによって経済界の要求に応じていこうとしたが、財政整理に失敗し、外債募集ができなかったので、かえって金利引下げによって増大した経済界の貸出し要求に苦しめられるはめになった。当時の経済界の実況からすれば、公債を募集することは不可能だったので、政府は増税計画を立てなければならなくなった。しかし、増租問題については党内の一致をみる可能性はなかった。

衆議院総選挙が近づくと、ふたたび地価修正派の動きが活発になった。彼らは地価修正期成同盟を結成し、7月10日大阪ホテルに大会を開いた。大会は、2府25県の代表400余名の参加をえて、(1)吾人は第13議会に於て地価修正の必成を期す、(2)吾人は今回の総選挙⁽⁹⁾に対し地価修正の実行に努むる候補者を選出することに尽力する、と決議した。また、大阪商業会議所も、総選挙後の9月の役員会で、「地租増徴の件は議会展散後の内閣の更迭もあり、且つ目下の急務と思量するを以て、曩きの決議に抛り内閣議会へ対して運動すること⁽¹⁰⁾」を決定した。これを契機に、実業家の地租増徴運動が盛んになってきた。憲政党内でも、旧自由党系の土佐派と関東派は、地価修正を前提とする地租増徴に公然と賛成するようになり、「其勢力漸く熾んに將さに来らんとする大会〔11月1日に予定〕に於て意外の勢を顕さんとする⁽¹¹⁾」形勢さえしめしていた。

こうした情勢のなかで、隈板内閣は明治32年度予算の編成にあたった。新事業はすべて停止するという大蔵省の方針にもかかわらず、結局は陸海軍両省の新規要求をのんで、なんとか予算原案の閣議通過をみる事ができたが、そのために、歳計の規模は膨脹し、増税問題が新たな紛争の焦点となった。地租増徴は前議会の経過から考えて容易な問題ではなかった。10月15日の予算閣議の席上、桂陸相と板垣内相は地租増徴を主張し、大隈首相と松田蔵相がこれに反対して激論をたたかわせた。

明治32年度予算案は、添田寿一大蔵次官が農工商高等会議の席上で説明したところによると、歳出総額2億3,000万円にたいし歳入総額1億8,800万円、

歳入不足額は4,200万円に達した。そこで、増税により約3,000万円、公債募集により450万円（電信拡張費400万円、製鉄所拡張費50万円に充当）、償金繰入れにより680万円（第7師団初年度徴募費380万円、基隆・澎湖島・対島砲台建築費300万円に充当）を増収し、これを補填する計画であった。⁽⁴⁾ 増税計画の主なものは、第13表のとおりである。

第13表 増税計画の内容（単位 千円）

税 目	金 額
酒 造 税 の 増 徴	17,530
登 録 税 の 増 率	1,600
所 得 税 の 増 率	1,240
兌換銀行券発行税の増加	1,300
砂糖 税 の 新 設	1,570
葉煙草専売価格の引上げ	6,970
合 計	30,210

* 農商務省『第3回農商工高等会議議事速記録』391ページ。

この財政計画について、添田次官は、「成ルベク一般ノ経済ニ有害ナル結果ヲ与ヘザル様ニ、編成シタイト云フノが大主眼デアアルノデゴザイマス。……詰リ生産者ノ負担ニナル様ナ租税ハ勉メテ避ケタノデアリマス。言葉ヲ換ヘマスレバ、所謂奢侈ニ属スル消費税ト

云フモノニ重キヲ置イタノデアリマス⁽⁵⁾」と説明した。また、地租増徴をさけて消費税を中心に増税計画をたてた理由は、第1に、「農家ト雖モ矢張一分ノ生産家デアアルノミナラズ我国ニ於テハ重要ナル生産家デアリマスル故ニ、始メニ立テタル主義ガ地租ト云フコトニハ着手セシムルコトヲ許サヌノデアリマス。」第2に、「巨額ノ外債ヲ募ラナケレバナラス、……外資ノ必要ガアルナド、云フ際ニ於テ、若シモ国家ノ財政上ニ信用ガナクッタナラバ、決シテ目的ヲ達スルト云フコトハ出来ヌ、……ソレデ取レルモノカラ取ッテ仕舞フト云フコトデ有リ丈ノ財源ヲ尽スト云フコトハ余程考ヘナケレバナラス。」⁽⁶⁾ 第3に、「経済ガ発達、俗ニ言フ世間ノ景気ガ宜シケレバ消費税ハ自然ニ進歩スルモノデアリマスカラ、平和発達ノ際ニハ最モ良キ税源デアルケレドモ、一旦事アル時何カ海外ニ事変ガ起ッタト云フ時ニ於テハ、消費税ト云フモノ、ミニ依ル訳ニ参リマセヌ。」⁽⁷⁾ 第4に、「唯責任ヲ逃レー時ノ財政上ノ便益ヲ計ルナラバ別デアリマスガ、ドウシテモ我国ノ今日此東洋ノ将来困難ナル社会ノ一分ニ加ハルベキ地位ニ居ルモノ、又今後ノ形勢トカ将来ノ変化トカ云

フモノヲ考ヘマスレバ、一ツ確ナルモノヲ将来ノタメニ残シテ置クト云フトハ必要デアラウト考ヘマスル故ニ、此点ヨリシテモ地租ト云フマデニ及バナカッタノデアリマス⁸⁸⁾」と説明された。この増税計画の説明は、憲政党がまだブルジョアジーの政党として純化されておらず、階級的基盤の点でなお強く地方地主勢力に依存していたこと、ならびに、憲政党内閣が極東の帝国主義的情勢に対応するための海外膨張の点で、藩閥政府と基本的には同一の方向をとっていたこと、を示している。

添田の説明にもかかわらず、当時はまだ恐慌後の経済不況から脱しきってはいなかったので、消費税中心の増税をもってしては、国家財政の信用を回復し、外債募集を可能にすることはできなかった。当時の国家財政は、地租という最も確実な税源に拠らなければ、戦後経営が継続不可能になり、ひいては資本主義経済の発達を阻害するというほどに、逼迫していたのである。だからこそ、政財界をつうじて地租増徴運動が盛んになり、それが憲政党分裂の遠因となったのである。10月29日、自由派が神田青年会館において憲政党の解党大会を開催したさいに、星亨は、「大隈伯の如きは板垣伯の提議せる地租増徴論を採用して国家財政の基礎を確立することを力めず、単に零細の租税を誅求して姑息の計を為さんとす、これ我々と一致の行動を為すを得ざるもの也、余が断然解党の快挙に出でんことを主張するは実に之が為め⁸⁹⁾也」と演説している。

憲政党分裂の危機がせまると、党内中立派は、自由・進歩両派のあいだにたって調停をこころみた。10月18日、大井憲太郎・高岡忠郷・遠藤秀景らは、党内の協同一致をはかるため、中正倶楽部を組織した。ついで19日、平岡浩太郎・河野広中らは、「旧党的及地方的陋弊の洗除」を目的として、憲政倶楽部を創設した。そして、19日と24日の両日、平岡・河野らの発起によって、憲政党創立委員が星ヶ岡茶寮に会合し、5項目の決議を採択した。その第3項は「内閣の均勢論は当分見合す事」、第4項は「鉄道国有、地租増徴の二問題は両派の孰れよりも大会に提出せざる事」と書かれていた⁹⁰⁾。この2項目は、

憲政党にとって分裂の根本要因であった。中立派の調停にもかかわらず、憲政党の分裂はもはや避け難い勢いとなった。星らの関東倶楽部は、10月21日に尾崎文相と大東法相の弾劾を決議し、28日の総会では内閣の総辞職を満場一致をもって決議した。

10月29日、自由派は、星の仕組んだ筋書にしたがって、憲政党本部の名義で臨時協議会を開催し、それを大会に切り替えて解党を決議し、新たに憲政党を組織した。これと同時に、板垣・松田・林の3相は辞表を提出した。大隈首相は、なお政権に執着し、自由派大臣の後任を進歩派から選定して内閣を維持しようとしたが、すでに桂陸相と西郷海相によって倒閣のための布石は固められており、31日やっとな大石・大東・犬養の3相とともに辞表を捧呈した。一方、自由派に虚をつかれた進歩派は、11月1日、予定のごとく憲政党大会を開いたが、集会政社法により解散を命じられ、3日、あらためて憲政本党を結成した。こうして、「わが国最初の政党内閣」であった憲政党内閣は、わずか4カ月であえなく崩壊してしまった。山県をして「遂に明治政府は落城」と慨嘆せしめた、その政党内閣は、党内の軋轢と藩閥の暗躍によって、あまりにももろく、あまりにも短命に「落城」してしまったのである。

「提携内閣」の出現から「政党内閣」の成立まで、政治の舞台に現われた新現象は、まぎれもなく戦後の経済関係と階級勢力関係の急激な変動の反映であった。憲政党内閣の成立によって、専制の外堀が埋められ、その現実的制限への第1歩がふみだされたが、政党勢力の主体的結集の弱さと専制への過度の接近のために、政党内閣の制度化＝専制の現実的制限の体制化は不成功におわった。この結果は、基本的には、ブルジョアジーの独立の政治勢力としての未成熟さに基因するものであった。

戦後経営をプロモーターとして急速に発展してきた資本主義経済は、逆に軍備拡張を資本蓄積の論理に従属させることを要求するにいたった。戦後経営の過程で巨大資本に成長した財閥系資本家は、その周辺に簇生してきた産

業資本家の一群とともに、自己の階級的利益を政策決定の場に反映させるべく政治の舞台に登場してきた。彼らは、官僚・政党の双方にたいして結合関係をふかめ、それぞれの機構をとおしていっそう大きな圧力と作用をおよぼしはじめた。しかし、「商工業家が政治上における勢力は甚だ微弱なりしより何時も其意志を議会に貫徹せしむること能はず、為めに近來の現象として商工業家は政事に其の意志を注入せんことに汲々⁽⁸⁾」といわれたように、政治的にはまだ未成熟であり、自己の階級的利害を政策決定の基軸に据えることはできなかった。政党はより強く地方地主勢力に牽引されていたので、ブルジョアジーの利益を反映した経済政策（地租増徴・外債募集）はその実現をはばまれていたのである。また、天皇制官僚の政治的支配の基盤は、なお主として地主制のうえに置かれていた。自生的な産業資本家層の未成熟のため、絶対主義統治機構の改革を現実の問題とするにはいたらなかった。全資本家層における財閥資本の政治的主導性と、全体としての資本家階級の君主主義的・侵略主義的傾向は、政党と官僚との対決の道ではなく、妥協・提携を推進する方向にはたらいっていたのである。

注 (1) 『国民新聞』明治31年6月23日。

(2)(4) エンゲルス「プロイセンの軍事問題とドイツ労働者党」『全集』第16巻、52～4、60～1ページ、傍点原文。

(3) 『日本』（新聞）明治31年6月27日。

(5) 徳富猪一郎『公爵松方正義伝』坤巻、1935年、731ページ。

(6)(8) 「桂太郎自伝」巻3（『明治史料』第7号、19～20ページ）。

(7) 徳富猪一郎『公爵山県有朋伝』下巻、1933年、324ページ。

(9) 『国民新聞』明治31年1月1日。

(10) 「桂太郎自伝」巻3（『明治史料』第7号、20ページ）。

(11) 大隈侯八十五年史編纂会『大隈侯八十五年史』第2巻、316ページ。

(12) 河野盤州伝編纂会『河野盤州伝』下巻、1924年、546～7ページ。

(13) 同上、524ページ。

(14) 「桂太郎自伝」巻3（『明治史料』第7号、21ページ）。

(15)(16) 前田蓮山『星亨』1948年、301～2ページ。

(17) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』下巻、1940年、383ページ。

- (18) 『東京経済雑誌』第936号, 明治31年7月16日。
- (19)(20) 『東洋経済新報』第102号・第105号, 明治31年9月25日・10月25日。
- (21) 農商務省『第3回農商工高等会議議事速記録』1899年, 385, 391ページ。
- (22)(23)(24)(25) 同上, 387～8ページ。
- (26) 『日本』(新聞) 明治31年10月21日。
- (27) 『東京朝日新聞』明治31年10月30日。
- (28) 『時事新報』明治31年10月26日。
- (29) 「桂太郎自伝」巻3 (『明治史料』第7号, 21～4ページ)。徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』乾巻, 1917年, 846ページ。
- (30) 『東京朝日新聞』明治31年12月4日。